

手数料改定のお知らせ

建築確認検査業務に係る申請手数料を令和5年10月1日の受付分から改定させていただきます。

手数料の算定方法の考え方と、基本となる金額は変わりません。（床面積の合計と構造計算書の有無にて算定するなど）近年の高度・複雑化する建築計画に対する業務量を精査し、加算する項目と金額を見直しました。

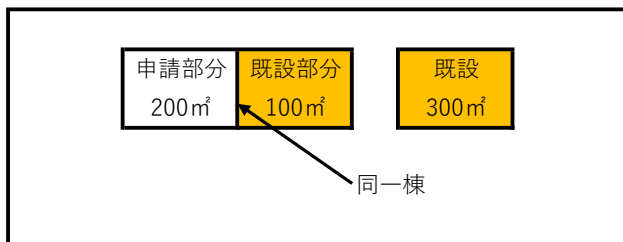
今後とも皆様のご期待に応えるよう社員一同取り組んで参りますので、変わらぬご愛顧を賜りますよう、お願い申し上げます。

改定のポイント

1. 確認申請における手数料加算の新たな設定をしました。

- ① 既設建物に増築する場合は、申請部分の床面積に増築する建築物の既設部分の床面積の2分の1を加えたものを、手数料算定床面積とします。
- ② 用途変更する場合は、申請部分の床面積に用途変更する建築物の既設部分の床面積の2分の1を加えたものを、手数料算定床面積とします。

①、②の算定例

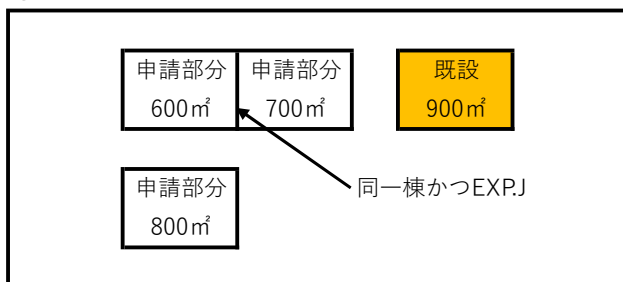


手数料算定床面積の考え方

$$200\text{㎡} + 100\text{㎡} / 2 = 250\text{㎡}$$

- ③ 2棟以上の構造計算書が添付されている場合は、2棟目から1棟を増すごとに30,000円を加えます。（1棟ではあるがエキスパンションジョイント等で複数の構造計算書を添付する場合を含む。）

③の算定例



手数料算定の考え方

$$193,000\text{円} + 30,000\text{円} \times 2\text{棟} = 253,000\text{円}$$

↑

$$600\text{㎡} + 700\text{㎡} + 800\text{㎡} = 2,100\text{㎡の手数料}$$

- ④ 日影図の添付、構造適判、特定天井有り、の申請の場合は一定額を加えます。（申請後の審査の結果、加算項目の対象となった場合は、その時点で加算額を申し受けます。）

2. 完了検査申請における手数料加算の新たな設定をしました。

- ① 耐火性能、防火区画、避難安全の各検証法を適用した案件の場合は一定額を加えます。

詳細については弊社社員にお問い合わせください。

株式会社ぎふ建築住宅センター

令和5年9月